

行政不服審査法施行規則案に関する御意見及び総務省の考え方

- 1. 意見募集期間 平成27年12月9日（水）～平成28年1月12日（火）
- 2. 御意見提出件数 2件（個人2名）
- 3. 提出御意見及び総務省の考え方

番号	意見提出者	提出御意見	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	個人	特に問題ないのではないかと思われた。	本案に対する賛同意見として承ります。	無
2	個人	行政不服審査法施行規則案 要するに行政の仕組みや書類の記入の仕方手続きが紛らわしい、役所の窓口の方が融通きかない、困っていて相談にのっても、親身になってもらえない、支援を断る、時間から時間で、どんなに困って来所行くが 自己都合でさっさと暖簾しめて、赤ん坊泣こうが老人がくたびれようがお構いなしに閉館して給料だけもらえる行政の方々。 もっと国民の声が届くようなシステム、困りごとに耳を貸し支援するような職員をおくべきだ	今回の意見公募の対象である行政不服審査法施行規則案についての御意見ではありませんが、行政のあり方についての御意見として承ります。	無